

明治学院大学学友会運営委員会学生支援グループ内規

2024年11月8日 常務理事会承認

2025年3月22日 幹事会承認

第1章 総則

(内規の目的)

第1条 本内規は、明治学院大学学友会（以下「学友会」という。）規程第18条に定める運営委員会に設置する学生支援グループ（以下「本グループ」という。）の運営等に関する事項を定めるものである。

第2章 学生支援グループ

(活動目的)

第2条 本グループは、クラブ・サークルOB会、ゼミOB会、職域同窓会などの活動により、学友会員と母校の絆を深め、学友会員相互の親睦と連帯を厚くし、明治学院大学（以下「大学」という。）の発展と在校生の支援に寄与することを目的とする。

(組織・運営等)

第3条 本グループは、その活動および職務を遂行するため、次のとおり組織し、運営する。

- (1) 本グループは、グループ長、副グループ長、およびグループメンバーにより構成する。グループ長がグループを総理し、副グループ長はグループ長を補佐する。
- (2) グループ長および副グループ長の選任は、明治学院大学学友会運営委員会細則に定める。グループメンバーはグループ長が選任する。
- (3) グループ長、副グループ長の任期は最長1期2年、2期を限度とする。
- (4) グループメンバーの任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- (5) 期の途中に選任されたグループメンバーの任期は、その期の残存期間とする。
- (6) 学生支援グループ会議は、原則として月1回開催、報告書を作成して、運営委員会に報告する。但し、必要に応じて臨時に学生支援グループ会議を開催することができ、報告書を作成して運営委員会に報告する。
- (7) 学生支援グループ会議は、必要に応じてグループメンバー以外の者の陪席を求め、その意見または説明を求めることができる。当該陪席者の定足数への参入および議決権の行使は認めない。
- (8) 学生支援グループ会議の決議は、出席者の過半数をもって行う。

(事業)

第4条 本グループは、目的を達成するために、支部支援グループおよび企画広報グループと連携をとり次の事業を行う。

- (1) 学友会員の親睦に関する事業
- (2) 学友会員への広報活動
- (3) 大学に協力し、その発展に資する事業
- (4) 在校生に対する支援
- (5) 学友会員で構成されるクラブ・サークルOB会、ゼミOB会、職域同窓会活動への支援
- (6) その他、学生支援を達成するために必要と判断される事業

(プロジェクト・実行委員会)

第5条 グループ長は、学生支援活動、学友会員の親睦および大学への支援行事を円滑に推進するため、必要に応じてプロジェクトまたは実行委員会を設けることができる。

第3章 雑則

(報酬)

第6条 本内規に定める全ての役職者は、無報酬とする。交通費等については別に定める。

(本内規の運用上の疑義)

第7条 本内規の運用について疑義が生じた場合は、運営委員会の決議においてこれを決定する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、常任幹事会の議を経て、幹事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、2025年3月11日から施行する。
- 2 この内規は、2025年3月22日から施行する。